

### 3. 緊急の事態への対応

食品安全委員会とリスク管理機関は、日頃から密接に連携して食中毒の発生などの情報を収集・分析し、国民の健康被害の防止やリスクの最小化に取り組んでいます。

食品安全委員会では、食品の摂取を通じて重大な健康被害が生じるおそれのある緊急事態発生時に適切に対応できるよう、予め緊急時の対応などを定め、訓練を行っています。

また、食品が関与する緊急事態の発生時には、政府一体となって危害の拡大や再発の防止に迅速かつ適切に取り組むとともに、正確で分かりやすい情報をマスメディア、政府広報、インターネットなどを通じて、速やかに国民へ提供します。

なお、災害、バイオテロなど、国民に重大な被害が生じる緊急の事態に対しては、別途、政府一体となった対応がとられることとなっています。

#### 緊急の事態における食品安全委員会の役割

